

## 村山市家庭用生ごみ処理機等推進事業補助金実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内の一般家庭から排出される生ごみの減量化と堆肥化による再生利用を促進するため、家庭用生ごみ処理機等を購入し設置する者に対し、村山市補助金等交付規則（昭和37年規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより補助金を交付し、ごみに対する市民の意識向上を図り、廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、家庭用生ごみ処理機等とは、電気式・手動式の生ごみ処理機及びこれに準ずるものとして市長が認めた機材等で、家庭から出た生ごみを減量・堆肥化するための機器本体をいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、家庭用生ごみ処理機等を購入し、設置する事業とする。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、村山市に住所を有し、在住する市税等の滞納がない個人とする。

ただし、同一年度内において、家庭用生ごみ処理機等及びコンポスト容器の購入費補助を受けた者を除く。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲で次に定める額とする。

本体購入価格に2分の1を乗じて得た額（当該金額に1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額）とし、20,000円を上限とする。

ただし、ダンボールコンポストをセットで購入した場合、その購入価格に2分の1を乗じて得た額が1,000円に満たない場合は、100円未満の端数を切り捨てた額とする。

### (補助金交付申請等)

第6条 補助金の交付申請等にあたっては、この事業の特殊性から申請等手続きの簡便化を図るため、規則に定める様式にかえて、家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）に以下の書類を添付し補助金の交付を申請するとともに、家庭用生ごみ処理機等の購入実績を報告する。

- (1) 購入機器の領収書の写し
- (2) 購入機器の保証書の写し
- (3) 同意書（市税等納入状況及び住民登録状況を調査することに同意するもの。）

(帳簿等の保管)

第7条 規則第22条に規定する帳簿及び書類の保管は、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(委任)

第8条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月10日から施行し、平成20年4月1日以降に購入した家庭用生ごみ処理機等から適用する。
- 2 この要綱は平成21年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は平成27年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は平成29年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は平成30年5月1日から施行する。